

第6回とっとり型の保育のあり方研究会（概要）

1 日時

平成28年11月18日（金） 10:00～12:00

2 場所

県庁議会棟 特別会議室

3 出席者

別添のとおり

4 主な内容等

(1) とっとり型の保育のあり方研究会報告書骨子案（在宅育児世帯への支援制度）について

竹歳委員

- ・在宅育児世帯への支援について、市町村によって現金給付や現物給付、サービス利用の軽減など選択できるようになっており、ありがたい。
- ・支援対象者については、育児休業法を理由に1歳までの子としているが、延長により休業できる1歳6ヶ月又は国が最長2歳まで休業できるように検討していることから2歳まで支援の幅を広げてみてはどうか。
- ・現金給付については、他県の不正受給に係る案件があったので、家庭訪問などで子どもの姿が見える何らかの措置が必要ではないかと思う。
- ・企業理解については、県を含め、国全体でも考えてもらいたい。

足立委員

- ・支援の目的として、保育サービスを利用する世帯と在宅育児世帯との支援の公平性を図るとあるが、必ずしも図れるものか疑問に感じる。支援を広く行き届かせるなどの文言に変えてみてはどうか。
- ・現金給付にかかわらず、育児の孤立化を防止する観点から保護者と会う機会を設けることが大切だと思う。
- ・企業への理解や意識啓発については市町村も足並みを揃えて努力していきたいと思う。

村島委員

- ・支援の目的として、経済的支援により子育ての選択肢を広げることとしているが、在宅育児の選択肢を増やすことになり、保育所利用を抑制するようなイメージを持ってしまう。また、どこの市町村の現金給付が高いのかなどといった見方にならないよう、支援の目的について、整理してほしい。

大西委員

- ・支援対象の年齢については、1歳前後から保育所入所が多くなる現状を踏まえ、1歳でよいと

思う。

- ・育児の孤立化の防止策として、子どもの発達などの保護者の不安を払拭する意味でも保健師などの家庭訪問が例に挙がっておりよかった。

川村委員

- ・病児病後児保育については、保育所に入所していることが条件となっているが、在宅育児世帯も何かあった場合にフォローできる施策があればよいと思う。

岩本委員

- ・支援対象の年齢を1歳から2歳に広げることで、育児休暇をもう1年延ばすといった選択肢が広がるのではないか。
- ・ネウボラの取組の充実により助産院での産後1週間のシュートステイが広がるとよいと思う。

武田副会長

- ・市町村独自の責務的な取組を促している点が評価できる。
- ・支援の手法については、各市町村が事前のヒアリングや事後のアセスメントなどを通じて、取り組み内容のアセスメントを適切に行っているか、県としてそれを確認する様にして頂きたい。
- ・市町村については、子育て世代、地域の方々などの声を反映させながら不断に見直しを行うことも何らかの形で示してほしい。

南会長

- ・支援の手法として、児童福祉と母子保健が連携して支援していくことは、地域で子育てをしていくという意味でも重要な方向だと感じる。
- ・現金給付については、用途がはっきりしないことから好ましくないと前回、意見したが、先行事例もあり、自治体の判断で残すことについては反対するものではないと考える。

事務局

- ・支援対象の年齢については、育児休業を法律に基づく1歳までとしている企業が多く、また、育児休業を1歳以上で取得する人が限られていることから1歳までと整理した。
- ・足立委員から指摘のあった保育サービスを受ける世帯と在宅育児世帯の公平性について、福祉制度では、サービスを必要する人に提供するし、必要でない人にはそれがないということで公平になるが、サービスに対しての自己負担部分を市町村と連携して支援しており、保育サービスを受ける世帯だけでなく、在宅育児世帯にも必要ではないかということで検討を進めてきたところである。ただ、公平性という言葉は強い表現であることから、表現を考えてみたい。
- ・村島委員から指摘のあった経済的支援により子育ての選択肢を広げるということについてもセンシティブな受け止められ方をするとおもうので表現を考えたい。
- ・ネウボラについても市町村で広がりを見せているところであり、県でどのように応援していくか考えていく必要がある。
- ・武田委員から指摘のあった市町村の支援手法に係る内容のアセスメントについて、取り組み内容のチェックは県でなく、市町村議会になるものであると思う。そのような意味でのアセスメ

ントというよりも市町村間での事例、課題などの共有等の場を作っていく役割を担い、フォローしていく必要があると思う。

- ・川村委員から指摘のあった在宅育児世帯の病児保育の利用については、冠婚葬祭などで子ども預けるなどのニーズは当然あると思うところであり、市町村との話もあるが、考えていきたいと思う。
- ・支援については、市町村での考えがあり、金銭的、実務的に相談していかなければならないが、研究会で整理したことを踏まえて、次のステージを見据え進めていきたい。

(2) とっとり型の保育のあり方研究会報告書骨子案（保育所・幼稚園等における自然保育認証制度の基準）について

竹歳委員

- ・活動時間について、アンケートに基づき設定されており特に問題ないと思う。

足立委員

- ・アンケートにより各園の取り組みが把握できたところであり、活動しやすい制度になると思う。

村島委員

- ・活動時間については、園あたり週6時間しているが、クラスあたり又は園あたりという表現にしてもらえると自然保育認証制度を初めて見る園もわかりやすいのではないか。
- ・森のようちえんのように多少の怪我はあたり前という考え方の保護者ばかりではなく、保育所は多様な考えの方がいるので、安全への担保は重要なことだと思う。
- ・自然保育による安全対策に対する支援について、とりっこ事業で支援メニューを設けてもらいたい。
- ・安全対策の基準については、ハードルを高くし、最低限押さえる部分を明確に示していただいた方がよいと思う。
- ・質の担保を行う上での研修会への参加について、代替保育士等の人件費に係る支援があればと思う。

大西委員

- ・活動時間について、園のやり方もあると思うので、クラス単位、園単位のいずれの基準も設定するなど、わかりやすい表現がよいのではないか。
- ・安全面での研修をしっかりと受けてから自然保育の活動を進めてもらいたい。
- ・保育士の配置基準を設定されており、安全面、安心面を図る上でもしっかりと守ってもらいたい。

川村委員

- ・自然保育の活動現場の安全だけでなく、移動時の安全対策マニュアルがあるとよいのではないか。

岩本委員

- ・アンケート結果については、中部地区を除いたこと、回収率が半分強であることから参考にしてよいのか疑問はあるが、活動時間として、少し頑張ることで達成できそうな範囲となっているので妥当であると思う。
- ・この認証制度により全ての幼稚園、保育所が自然体験について、これまで以上に意識し、遊びきる子どもが増えることを望む。

武田副会長

- ・特殊な活動を行っている園だけが恩恵を受けるような印象を与えるのではなく、全県で自然保育を大切にしているという方向性を施策上、担保していることを示すことができればよいのではないか。
- ・安全基準については、県でマニュアル作成を行うのか。どのように作成するのか。

南会長

- ・活動時間について、アンケート結果で一番多かった6時間で設定しているが、2時間や3時間についても多くあり、分散していることから、活動時間に不満を持つ園がないよう配慮など検討してほしい。

事務局

- ・自然保育認証制度の基準について、ハードルが高いものと受け止められないようにと指摘があったが、アンケート等を基に基準をつくったところであり、各園で実施可能な範囲で検討してもらい材料として各園の取り組みなどを提供していきたい。
- ・各園での考え方、やり方も尊重されるべきものだと考えており、その中で自然保育認証制度に賛同してもらえるよう取り組んでいきたい。
- ・安全対策の基準について、マニュアルを作成するためのガイドライン的な実施要領を森のようちえんの方と県で作成しており、活用できる部分があるのではないかと思う。また、自然保育を実施されている園での経験なども参考になると思うので情報提供できればと思う。
- ・現場の実践を妨げるようなものにならないよう気をつけていかないといけない。